



漁船等が利用する休けい施設のエプロン部の舗装幅員の運用について（通知）

技術基準の種類：設計・施工
通知日：平成10年2月6日

事務連絡
平成10年2月6日

倉吉土木事務所長
米子土木事務所長
鳥取港湾事務所長

様

港湾課長

漁船等が利用する休けい施設のエプロン部の舗装幅員の運用について（通知）

このことについて、別添写しのとおり運輸省第三港湾建設局経理課長から通知がありました。
ついては、今後の業務を適正に処理してください。

事務連絡
平成10年2月2日

各港湾管理者
担当課長殿

第三港湾建設局経理課
経理課長

漁船等が利用する休けい施設のエプロン部の舗装幅員の運用について

標記について、本省より別紙のとおり連絡がありましたので、お知らせします。
該当する管理者においては、当該事業の執行にあたり、遺漏なきようよろしくお願いします。
なお、貴管内の地方港湾を管理する市町村に対しては、貴職より周知方をお願いします。

事務連絡
平成9年11月11日

第三港湾建設局経理課長 殿

運輸省港湾局
管理課専門官
建設課補佐官

漁船等が利用する休けい施設のエプロン部の舗装幅員の運用について

エプロンの幅員は、係船岸の利用形態、上屋及び倉庫の様式、荷役機械の有無及び種類、臨港交通施設の有無及び規模等を考慮し、安全かつ円滑に荷役が行われるように定めるものとされているが、今般、漁船等が休けい用として利用するけい留施設のエプロン部の舗装幅員については、下記のとおり運用することとしたので遺漏なきよう取り図られたい。
なお、貴管内の港湾管理者には、貴職よりこの旨周知願います。

記

1. 港湾関係補助金等交付規則実施要領（昭和43年5月8日港管第814号）第5-3-(3)-(ア)に定めるけい留施設に関して、漁船等の休けい用施設のエプロン部の舗装幅員については、6mを標準とするものとする。
2. 本運用は、今後新規に行う漁船等の休けい用施設のエプロン舗装工事から適用するものとする。
なお、港湾関係補助金等交付規則実施要領の改正については、追って連絡する。

事務連絡
平成10年1月14日

担当官殿

港湾局
管理課 監督係長
建設課 補助事業係長

港湾区域内の漁船が利用する公共係留施設のエプロン部の幅員について

平成9年会計実地検査で投資効果の観点から「係留施設のエプロン幅員」について改善の処置要求を受け別途「漁船等が利用する休けい施設のエプロン部の舗装幅員の運用について（事務連絡平成9年11月11日）」を通知したところですが、この取扱については以下のとおりとする。

係留施設の背後について、漁港の場合は第1線用地までを補助対象にしており、エプロン幅6mを標準としても、利用実態から漁港施設全体では支障がないと判断される。

しかしながら、休けい用係留施設においては漁具、食料等の積み込みを行うことがあり、さらに頻度は少ないながらも車両が通行する場合、停車している車両や漁具等を避けて通行する場合等も想定されることから、港湾の場合もエプロン幅（舗装幅）を6mとするものの、効率性・安全面等利用上必要な合理的理由があれば、係留施設として6mを超える部分（裏埋）についても認められるケースがあると判断している。このため、係留施設のエプロン幅員の補助対象範囲は、実施要領のとおり10m以内とし、舗装幅員については6mを標準とするものである。

< 参 考 >

院の見解

休けい施設は、漁船の係留に使用されるものであり漁獲物の陸揚げや漁具の積み込み等は少量のため、クレーンなどの荷役機械及び大型車両の乗り入れの必要がなく、エプロンをこれらの機械や車両にも対応できる10mの幅員で舗装する必要はないものと認められる。

また、水産庁が所管している漁港においては、従来から水深別ではなく、漁船の利用形態別にエプロン幅員の標準値が定められており、休けい用の係留施設ではエプロン幅員は6mを標準として整備しており、特段の支障は生じていない状況である。

さらに、港湾管理者の中にも、自らの調査等によりエプロン幅員を6mと定め、これにより整備しているところがあるが、これらについても特段の支障は生じていない状況である。

したがって、各休けい施設と水産庁所管の漁港の休けい用の係留施設とでは、漁船の利用形態などに大きな差異があるとは認められないことから、エプロンの舗装幅は6m程度で足りるものと認められる。

当局の見解

今回の会計検査院の指摘については、以下の理由から「やむを得ない」と判断している。

「厳しい財政状況の中、より効率的・効果的な港湾整備を進めることが必要であるとの認識のもと、エプロン部の舗装幅員については、利用実態に則したきめ細かい整備水準を定めることとした。」